

**前期「しまくとぅば」普及推進行動計画**  
**～県民への気運醸成の確立に向けて～**  
**(平成25年度～27年度)**

**平成25年9月**

**沖縄県**

## 目 次

1	「しまくとうば」普及推進行動計画	1
(1)	県の取組	1
(2)	学校・教育機関の取組	2
(3)	研究者の取組	3
(4)	各種団体及び民間企業等の取組	3
(5)	マスメディアの取組	3
(6)	家庭・地域コミュニティの取組	3

## 前期「しまくとうば」普及推進行動計画

### 1 「しまくとうば」普及推進行動計画

県は、「しまくとうば」普及推進行動計画を策定し、「しまくとうば」県民運動を展開しながら、各種団体等が「しまくとうば」の普及にあたり、それぞれの立場で具体的な行動計画に取り組んでもらえるよう協力を求める。

#### (1) 県の取組

##### (ア) 「しまくとうば」普及専門部会の開催

「しまくとうば」普及推進専門部会（以下、専門部会）において、「しまくとうば」普及推進計画及び「しまくとうば」普及行動計画を策定し、「しまくとうば」の具体的な普及運動について、効果的な実施手法などを検討する。

専門部会で事業の効果の検証等を行い、「しまくとうば」県民大会に提案する。

##### (イ) 「しまくとうば」県民運動の開催

運動の取り組みを広く周知し、県民意識の醸成を図るため、「しまくとうば」県民運動を実施する。

毎年、9月18日頃に、「しまくとうば」県民大会を実施し、併せて各種関連イベントなども行う。

##### (ウ) 「しまくとうば」県民意識調査

「しまくとうば」県民運動の最終目的である「しまくとうば」を使う人を増加させるには、その事業効果を検証・改善する必要がある。「しまくとうば」に関する県民意識などについて、定期的な調査を実施する。

##### (エ) 広報宣伝

###### ① 「しまくとうば」県民宣言及び「しまくとうば」普及大使の任命

「しまくとうば」県民運動を県民の総意として取り組むため、「しまくとうば」県民宣言を採択し、広く広報する。

また、「しまくとうば」普及大使を任命し、「しまくとうば」を広くPRしてもらう。

###### ② テーマソング等の作成

「しまくとうば」県民運動を親しみを持って受け入れてもらうため、テーマソング等を作成し、「しまくとうば」県民運動の認知度を高める。

###### ③ ポスター、チラシ、ロゴ等の作成

「しまくとうば」県民運動の醸成を図るため、ポスター、チラシ等を作成、配布し、「しまくとうば」県民運動の取り組みを広く周知する。

#### ④普及パンフレット、パネル等の作成

「しまくとうば」普及推進に関する現状・課題や運動の概要等、県民にわかりやすく理解できるパンフレットを作成する。

また、ユニークな取り組みをしている市町村やNPO法人等のパネルを作成し、各種イベント等において活用する。

#### (オ) 行事あいさつ等での積極的な使用

県幹部出席の行催事における「あいさつ」の前振りや締め「しまくとうば」を積極的に使用する。

また、「しまくとうば」の挨拶などを日常生活や業務等で推進する。

#### (カ) 広報物での使用の推進

県の広報物のタイトル等に「しまくとうば」の使用を推進する。

#### (キ) 交通機関でのアナウンス励行

交通機関（沖縄都市モノレール、バス、タクシー、航空会社）における「しまくとうば」によるアナウンス等を励行する。

#### (ク) 市町村との連携

「しまくとうば」の日に関する条例第3条に基づき、県内各市町村と連携し、「しまくとうば」普及推進を本島北部、中部、南部、宮古、八重山の各地域に浸透させる。

市町村は、各地域の「しまくとうば」を尊重しながら、地域に根ざした地域独自の取組みを積極的に行う。

(例) 各市町村における「しまくとうば」宣言の拡充など

### (2) 学校・教育機関の取組

#### (ア) 小・中学校の教育活動における取組

「しまくとうば」の教育プログラムの導入については、学習指導要領上、検討を要することになるが、「しまくとうば」の日についての周知を図るとともに、教育課程の範囲内において、次の活動を通して児童・生徒が「しまくとうば」に触れ、学ぶ機会の設定を促進する。

(例)

- ・各教科や「総合的な学習の時間」、「特別活動（学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動、学校行事）」、「道徳」
- ・日常活動（あいさつ・給食の号令・読み聞かせ等）
- ・地域の活動（語やびら大会等）

#### (イ) 県立高等学校の教育活動における取組

「しまくとうば」の教育プログラム導入については、検討に時間を要することが予想されるため、県立学校においては、学習指導要領に示された学校設定科目や関連する国語科等において、「しまくとうば」に触れ、学ぶ機会を設けるものとする。

### (3) 研究者の取組

#### (ア) 研究ネットワークの立ち上げ

在野も含めた研究者や活動団体等関係者のネットワークを構築する。

#### (イ) 研究成果からの助言

ネットワークで取りまとめられた研究成果に基づき、普及運動に関するアドバイスを受ける。

### (4) 各種団体及び民間企業等の取組

#### (ア) 挨拶等の推奨

「しまくとうば」を挨拶に積極的に取り入れることを推奨する。

#### (イ) 商品名等への積極的な使用

企業が販売している衣食住に関わる様々な商品名に、今まで以上に積極的な「しまくとうば」を使用を心がける。

### (5) マスメディアの取組

「しまくとうば」普及を主要なテーマとした子ども向け番組や一般向けのバラエティ番組、ドラマ等を積極的に制作し、放送・配信を促進を図る。

(例) 方言ニュースなど

### (6) 家庭・地域コミュニティの取組

#### (ア) 学童保育での「しまくとうば」教育

子どもたちが放課後の大半の時間を過ごす学童クラブに「しまくとうば」を遊びながら楽しく学べる機会を作る。

#### (イ) 市民講座の開催

各市町村や地域のNPO法人等が連携し、「しまくとうば」の普及推進を啓発する市民講座を企画、実施する。

#### (ウ) 親子での講座参加

「しまくとうば」の各種講座へは親子で参加し、学んだ内容は家庭においても実践できるように心がける。